

## **[事案 29-45] 契約無効等請求**

・平成 30 年 4 月 16 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 7 月以降に契約した外貨建積立利率変動型終身保険、外貨建個人年金保険等計 8 件の生命保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還のうえ、精神的負担等に対する損害賠償の支払いをしてほしい。

- (1) 募集人から、資産運用であるとの説明を受けていたが、生命保険契約であった。
- (2) 募集人の説明相違、説明不足があった。
- (3) 自分が署名していない申込書や減額請求書があり、ある契約を減額させられたうえで、その解約返戻金を他の契約の保険料の支払いに充てさせられた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集時に、募集人が重要事項説明を怠った事実や代筆等の不適切な募集行為を行った事実は認められない。
- (2) 募集人は、商品説明・重要事項説明を行ったと申告しており、申立人は、募集人が商品説明・重要事項説明を行った際、「任せているからいいよ。」「取りあえず任せておけばいいんだろう。」と述べて、特段契約内容についての質問や確認をしなかった。
- (3) 減額請求書には、申立人の実印が押印のうえ、印鑑証明書が添付されている。減額の手続きは、申立人が募集人の説明に納得して行ったものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、協力が得られず、事情聴取を実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人は契約等の手続きの代理権を募集人に授与していたと認められることから、契約の取消しおよび既払込保険料の返還は認められない。しかし、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が平成 26 年に支払った一時払保険料の合計額が 3,600 万円であったことおよび年払保険料の合計額が約 900 万円であることからすれば、このような高額な保険契約を短期間に連続して締結する場合には、保険会社としては契約者の状況などを慎重に確認する必要がある。